イ　同種移植の場合　66,450点
ロ　自家移植の場合　25,850点
２　末梢血幹細胞移植
イ　同種移植の場合　66,450点
ロ　自家移植の場合　30,850点
３　臍帯血移植　66,450点
注１　同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
２　造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。
３　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。
４　造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
５　同種移植における造血幹細胞移植者に係る組織適合性試験の費用は所定点数に含まれるものとする。
６　臍帯血移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。ただし、組織適合性試験に当たってＮＧＳ－ＳＢＴ法を用いた場合においては、ＮＧＳ－ＳＢＴ法実施加算として、2,000点を所定点数に加算する。
７　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
８　１のイ及び２のイの場合において、非血縁者間移植を実施した場合は、非血縁者間移植加算として、10,000点を所定点数に加算する。
９　１及び２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において同種移植を実施した場合は、コーディネート体制充実加算として、1,500点を所定点数に加算する。

Ｋ９２２－２　ＣＡＲ発現生Ｔ細胞投与（一連につき）　30,850点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。
２　ＣＡＲ発現生Ｔ細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

Ｋ９２２－３　自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（一連につき）　22,280点
注　自己骨髄由来間葉系幹細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

Ｋ９２３　術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）
１　濃縮及び洗浄を行うもの　5,500点
２　濾過を行うもの　3,500点
注１　併施される手術の所定点数とは別に算定する。
２　使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｋ９２４　自己生体組織接着剤作成術　4,340点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

Ｋ９２４－２　自己クリオプレシピテート作製術（用手法）　1,760点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

Ｋ９２４－３　同種クリオプレシピテート作製術　600点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、同種クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

第３節　手術医療機器等加算

区分

Ｋ９３０　脊髄誘発電位測定等加算
１　脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合　3,630点
２　甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合　3,130点

Ｋ９３１　超音波凝固切開装置等加算　3,000点
注　胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。

Ｋ９３２　創外固定器加算　10,000点
注　区分番号Ｋ０４６、Ｋ０５６－２、Ｋ０５８、Ｋ０７３、Ｋ０７６、Ｋ０７８、Ｋ１２４－２、Ｋ１２５、Ｋ１８０の３、Ｋ４４３、Ｋ４４４及びＫ４４４－２に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３３　イオントフォレーゼ加算　45点
注　区分番号Ｋ３００及びＫ３０９に掲げる手術に当たって、イオントフォレーゼを使用した場合に算定する。

Ｋ９３４　副鼻腔手術用内視鏡加算　1,000点
注　区分番号Ｋ３５０、Ｋ３５２、Ｋ３５２－３、Ｋ３６２－２及びＫ３６５に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

Ｋ９３４－２　副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算　1,000点
注　区分番号Ｋ３４０－３からＫ３４０－７まで及びＫ３５０からＫ３６５までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３５　止血用加熱凝固切開装置加算　700点
注　区分番号Ｋ４７６に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。

Ｋ９３６　自動縫合器加算　2,500点
注１　区分番号Ｋ４８８－４、Ｋ５１１、Ｋ５１３、Ｋ５１４からＫ５１４－６まで、Ｋ５１７、Ｋ５２２－３、Ｋ５２４－２、Ｋ５２４－３、Ｋ５２５、Ｋ５２９からＫ５２９－５まで、Ｋ５３１からＫ５３２－２まで、Ｋ５９４の３及び４（ハを除く。）、Ｋ６４５、Ｋ６４５－２、Ｋ６５４－３、Ｋ６５５、Ｋ６５５－２、Ｋ６５５－４、Ｋ６５５－５、Ｋ６５６－２、Ｋ６５７、Ｋ６５７－２、Ｋ６６２、Ｋ６６２－２、Ｋ６７４、Ｋ６７４－２、Ｋ６７５の２からＫ６７５の５まで、Ｋ６７７、Ｋ６７７－２、Ｋ６８０、Ｋ６８４－２、Ｋ６９５の４からＫ６９５の７まで、Ｋ６９５－２の４からＫ６９５－２の６まで、Ｋ６９６、Ｋ６９７－４、Ｋ７００からＫ７００－４まで、Ｋ７０２からＫ７０３－２まで、Ｋ７０４、Ｋ７０５の２、Ｋ７０６、Ｋ７０９－２からＫ７０９－５まで、Ｋ７１１－２、Ｋ７１６からＫ７１６－６まで、Ｋ７１９からＫ７１９－３まで、Ｋ７１９－５、Ｋ７３２の２、Ｋ７３５、Ｋ７３５－３、Ｋ７３５－５、Ｋ７３９、Ｋ７３９－３、Ｋ７４０からＫ７４０－３まで、Ｋ７７９－３、Ｋ８０３からＫ８０３－３まで並びにＫ８１７の３に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。
２　区分番号Ｋ５５２、Ｋ５５２－２、Ｋ５５４、Ｋ５５５、Ｋ５５７からＫ５５７－３まで、Ｋ５６０、Ｋ５９４の３及びＫ５９４の４のロに掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合に算定する。

Ｋ９３６－２　自動吻合器加算　5,500点
注　区分番号Ｋ５２２－３、Ｋ５２５、Ｋ５２９からＫ５２９－５まで、Ｋ５３１からＫ５３２－２まで、Ｋ６４５、Ｋ６４５－２、Ｋ６５５、Ｋ６５５－２、Ｋ６５５－４、Ｋ６５５－５、Ｋ６５７、Ｋ６５７－２、Ｋ７０２、Ｋ７０３、Ｋ７１９の３、Ｋ７１９－２の２、Ｋ７１９－３、Ｋ７３２の２のイ、Ｋ７３２－２、Ｋ７